

行政視察報告書

令和4年10月11日

呉市議会議長 様

呉市議会議員

中原明夫
林田浩秋
上村臣男
奥田和夫
山本良二
定森健次朗
岩原昇

次のとおり行政視察したので報告します。

1. 視察期日

令和4年 10月3日（月），4日（火）

2. 調査項目

愛知県豊田市 太陽光発電設備の設置にかかる調査研究

愛知県瀬戸市 太陽光発電設備の設置にかかる調査研究

3. 参加議員

中原明夫，林田浩秋，上村臣男，奥田和夫，山本良二，定森健次朗，岩原昇

4. 随行者

議会事務局主事 重森 貴菜

愛知県豊田市

■調査項目

太陽光発電設備の設置にかかる調査研究

・調査対応者

企画政策部未来都市推進課長 清水 智哉

議会事務局副主幹 近藤 啓史

・調査期日

令和4年10月3日（月） 午後1時30分～午後2時30分

・豊田市の概要

人口：418,312 人

世帯数：184,318 世帯

・調査目的

国が再生可能エネルギーを推進する中、西日本豪雨災害で土砂の被害を受けている本市の現状と、太陽光発電設備の設置予定を進める上で地域の住民から不安の声が一部あるため、規制等に関して、条例制定または意見書提出等を検討するに当たり令和3年度から政策研究会で調査研究を始めた。

豊田市の「豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例」には、基本原則に、市、事業者及び市民の共通の責務、施策の基本方針等を規定しており、市民生活の向上、市民経済の発展、地域の活性化に資するよう定めている。また、豊田市議会初の政策条例であるため、条例制定までの背景やプロセス、課題、議会目線での内容について、そして、地域活性化やSDGsへの考えについて調査研究を行った。

・調査内容

平成24年度に議会活性化推進委員会において、策定すべき政策条例の検討をはじめ、テーマについては各会派等を通じて広く市民意見を集約することとし、約4か月の期間を設け、6つの分野から11件のテーマが提案された。その後、平成25年に条例制定すべきテーマとして「再生可能エネルギー推進」に決定された。決定には主に以下の視点が考慮されている。

①多くの市民に賛同が得られること。

②条例として提案するタイミングが良いこと。

③豊田市らしさ(独自性)が出せるものであること。

④執行部との連携により、実効性のある条例になることが見込まれること。

⑤特別委員会で提案することが適当な内容であり、議員間の合意が得られること。（既に執行部側で策定された「再生可能エネルギー導入方針」があった。）

平成 25 年度に「再生可能エネルギー推進条例制定特別委員会」を設置し、条例作成のため、他自治体の事例調査やパブリックコメント等を実施して調査研究を進められている。また、理念条例か実行条例のいずれにするかも検討された。結果として、施策の実効性のために理念条例とし、財政上の措置を行う点も加えられている。条例内容については、1 年度で調査研究を終了しており、翌年度の平成 26 年度 3 月定例会にて条例案を上程し、制定されている。現在は、熱海土砂災害が発生したことにより、規制条例について検討されている。

地域活性化や SDGs の考えでは、平成 21 年度に国から環境モデル都市に選定され、また、トヨタのお膝元として、道路交通と二酸化炭素のバランスを考えた環境対策を行う必要があった中、東日本大震災と FIT 制度（固定価格買取制度）が始まるタイミングであったため、「都市再生可能エネルギー導入指針」を作成し、2030 年までに再生可能エネルギー導入率の目標を当初 21% としていたが 30% を目指すことに変更された。豊田市は、この指針に基づき、その推進に必要な事業を第 7 次総合計画後期実践計画事業及び次期環境モデル都市アクションプランに位置づけ、国の支援制度や民間活力を活用して、再生可能エネルギーの推進をもとに地域活性化や SDGs に対応している。

また豊田市は、地元企業の再生可能エネルギー事業への参画促進や公共施設・市有地への再生可能エネルギーの導入を推進している。そして、地域と国の経済成長を過加速する制度である「地域活性化総合特区」を活用し、再生可能エネルギーの規制緩和や企業への利子補給、人材育成等を展開され、企業や大学等とも連携し、共同で進めているプロジェクトで得られた成果を市民や市内企業に幅広く提供している。

そのほか、再生可能エネルギーについて市民への周知を図るため、取組の見せる化を行っており、ホームページや「低炭素社会モデル地区」にあるトヨタエコフルタウンという PR 施設の活用により広く周知していることから、再生可能エネルギーや環境問題について市民の理解が進んでいる。

【質疑応答】

条例の在り方や規制、県との足並み、災害対策、補助金等及び、PR の効果等について、また、自動車メーカー「トヨタ」があることから、民間と連携した取組・事業について質疑応答が行われた。

【呉市での展開の可能性】

民間と協力して推進していく手法や実効性を踏まえた条例づくりの参考となる。

条例制定により，参入事業者の情報を市が知ることができ，さらに市民にも情報を提供でき，行政から事業者へ事業内容について意見できることは利点である。

また，再生可能エネルギーについて市民への理解を促進することは，今後，太陽光発電設備の設置に伴い，事業者と地域住民との調整等で効果が出るのではないかと考える。

愛知県 瀬戸市

■調査項目

太陽光発電設備の設置にかかる調査研究

・調査対応者

環境部環境課長 加藤 守幸
議会事務局議事課長 長谷 一憲

・調査期日

令和4年10月4日（火） 午前10時45分～午前11時30分

・瀬戸市の概要

人口： 128,343 人
世帯数： 57,744 世帯

・調査目的

国が再生可能エネルギーを推進する中，西日本豪雨災害で土砂の被害を受けている本市の現状と，太陽光発電設備の設置予定を進める上で地域の住民から不安の声が一部あるため，規制等に関して，条例制定または意見書提出等を検討するに当たり令和3年度から政策研究会で調査研究を始めた。

瀬戸市の「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」は，太陽光発電設備等の設置に関して，市に申請を行わなければならない，また，地域住民等との協定の締結を義務づけている点や，太陽光発電設備等に関しての決定通知前に事業を着手した場合や書類に虚偽の内容がある場合，30万円以下の罰金を定めている等，太陽光発電設備設置に関する条例を制定する市町村の中でも厳しい規定を設けられた点に注目して調査を行った。

・調査内容

この条例が制定された背景には，全国的に再生可能エネルギーの導入が積極的に推進される中，瀬戸市においても平成28年頃から事業者の参入が顕著となり，地域住民による反対運動が相当数起こり，問題となってきたことから，太

太陽光発電設備が自然環境や生活環境に及ぼす影響を鑑み、ルールづくりが求められるようになった。その後、平成31年3月市議会において、「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」が可決され、令和元年10月に施行された。

条例作成に当たり、瀬戸市の顧問弁護士の協力を得て、事業者に罰則を科せることや住民との協定締結に関する議論を幾度となく行い、担当係長レベルによる庁内調整を重ねている。その後、罰則を定めることとしたため、名古屋地方検察庁との協議に3か月を要していた。専門家との協議後は、パブリックコメントを実施すると468件もの意見が寄せられ、市民の関心の高さが伺えた。それらを経て条例施行されると、罰則が設けられているため業者側はハードルの高さを感じているようであるが、トラブルの抑止効果は出ているとのことであった。瀬戸市は、市民側に立っていると見られがちだが、市民側と企業側の両方の立場を考え、両者に問題が生じないように尽力されていた。

そのほか、条例に基づく手続の流れについて市民、事業者が分かりやすいフローチャートを作成され、また、太陽光発電設備の設備に関しての審査基準も丁寧に示されていた。審査基準の内容は、自然環境・生活環境・防災・安全面・撤去時の措置等、市民の安全のためには必要なものであった。

瀬戸市は、罰則のほかに、太陽光発電設備事業を実施するに当たり、瀬戸市と協議した上で申請し、その後、市長が定める地域住民に対して、事業内容を周知し、地域住民の意見を聴取することとしている。聴取内容は、必ず市長に報告しなければならず、事業者は、原則、地域住民である自治会等の地元組織と協定を締結しなければ、事業を実施することができないことにしている。また、再生可能エネルギーが推進されることに鑑み、条例では発電出力の合計が1,000キロワット以上の大規模な太陽光発電設備を設置する場合には、市長の同意を得なければならないこととしている。

瀬戸市の今後の課題としては、手続き後(事業開始後等)の事業者指導の在り方やメガソーラー等の大規模設備を設置する場合には、行政が市民と事業者による協定締結のあっせんを行うよう条例に定めているため、それらの調整に苦心することを懸念されていた。

【質疑応答】

実際の設備設置の申請数、市民からの反応、発電設備設置後の状況、罰則の対象(個人または法人)、排水施設等の関連施設と同条例との兼ね合い、防災等について質疑応答が行われた。

【呉市での展開の可能性】

罰則を設けることにより、太陽光発電設備等の設置事業者が慎重に参入するところとなり、その後の問題対処が容易になる可能性があり、地域住民に安心感も与えることができる。また、設置事業者の参入数が伸び悩み、地域雇用の

場を失う可能性もあるが、太陽光発電設備等の設置が適正に行われ、可能な限りトラブルや不安を回避することができることは大きな利点と考える。